

「区民憲章」意見

平成16年1月26日
佐藤

○条例の題名。

題名については、幾つかの候補でメリット・デメリットが考えられます。

	メリット	デメリット
文京区区民憲章条例	最高規範であることが明白。	宣言的なものとの誤解を与える。
文京区自治基本条例	一般名称と一致。	「自治」という言葉に新鮮さが感じられない。
文京区協働参画基本条例	ガバナンスがポイントであることが明白。	手続きだけを決めたものとの印象を与える。

○前文

基本的に、第1案を支持します。第2案の「多様な主体が公的な問題の解決を図ることにより地域を治めていくというガバナンスの考え方を「協働・協治」と呼び、文京区の自治の理念として掲げます。」を取り入れられないかと思えます。

○第1章

目的は、第1案を支持します。

定義については、他条例を参考に事務局に委ねます。第3章にも関係しますが、地域活動団体、非営利活動団体、事業者に分けることを支持します。自治会の組織率が高いことは文京区の特徴ではないでしょうか。

○第2章、第4章、第6章

異議ありません。書き振りについては、他条例を参考に事務局に委ねます。

○第3章

基本的な構成に異議ありません。

「区民」の定義が「区内に住み、働き、学び、又は区内に集う人」と広いことを踏まえた権利・義務の規定、地域活動団体と非営利活動団体の差異については、もう一度議論していいと思えます。

第 5 章

異議ありません。

議会案を早く見たいと思いますが、少なくとも「議会の活性化」についての具体的な提案は必要と考えます。

○第 7 章

7-2-1（参画の原則）において、各主体が「積極的に参画するよう努めなければなりません。」と規定することは大変意味のあることだと思います。一方、個々人によって、参画の形態、態様は多様であるし、あっていいと思います。このため、7-2-2、7-2-3、7-2-4では、区民等の「努力規定」ではなくて「できる規定」の方がいいのではないかと考えます。

7-5-1の「協働・協治推進委員会」については、

	メリット	デメリット
委員会を明記する。	組織の位置づけが明確。	形骸化する恐れ。
委員会を明記せず、むしろチェック機能を持つ自発的な団体を立ち上げる。	自由な立場からの監視機能が期待される。	乱立の恐れ。

7-2-4（事業提案）、7-3-2（選挙投票による意見表明）を明記することは大変意味のあることだと思います。その他は異議ありません。

○その他。

用語、どこに定義規定（以下「・・」という。）を置くか、文体の統一などは事務局で整理していただきたいと思います。

複数案があってもいいところもあると思いますが、その場合には、考え方の違いやメリット・デメリットを示し、できる限り区民会議として合意した一つの案にした方が分かりやすいと思います。

追加意見（資料 18 号に追加提案するものです） 藤原美佐子

第 1 章 総則

〔 1 - 2 定義 〕

【区民】

区内に住み、働き、学ぶ人をいいます。

【地域活動団体】

町会、商店会、集合住宅の自治会、まちづくり自主グループなど、特定の地域に根ざして形成され、その地域の包括的な目的のために、自主的に活動を行う団体をいいます。

【非営利活動団体】

市民活動団体、特定非営利活動法人など、社会的な課題の解決のために、自発的な意思に基づいて形成され、自主的に活動を行う民間の非営利団体をいいます。

- ・ 区内に集う人は区民には含めず、第 7 章 5 節の区外の人々との連携で論じればよいと思います。
- ・ 団体の例示は、第 3 章より第 1 章の定義でした方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 団体の目的は、あまり具体的に規定しない方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 自己責任は、第 2 章の基本原則としてかなり重要な位置づけをされますので、用語の定義では使わない方がよいのではないのでしょうか。
- ・ 非営利公益法人については、事業者に含まれるものもありそうで、検討を要すると思います。

第 3 章 区民等の権利、責務

第 1 節 区民の権利、責務

〔 3 - 1 - 1 区民の権利 〕

- 区民は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。
- 区民は、適正な公的サービスを公平に受ける（とともに、公的サービスを担う活動に参画する）権利を有します。

（ ○ 未成年の区民は、独立した人格を尊重され、区民の権利を有します。）

- ・ 最初の参画する権利の規定は、3 - 2 の地域活動団体と 3 - 3 の非営利活動団体にも共通して定めることが妥当だと思います。

- ・ かつこ内は、参画の形態の多様化によって自治体の仕事を職員と協働で担うようになることを想定し、また、3-3-1 非営利活動団体の公的サービスへの参画の項に見合うような規定が必要だと思い、追加提案しました。
- ・ 未成年の規定は、各方案で「区民と同様の権利」となっていることに違和感を覚えたので、もし必要なら、という意味で提案します。未成年も当然立派な区民です。ただし、未成年については特に規定しなくてもよいと思います。

〔3-1-2 区民の責務〕

- 区民は、区の公的サービスを賄うために、応分の納税義務を果たさなければなりません。

- ・ 「行政サービスを享受する以上」という文言は誤解を招きかねません。納めた税の総体として、公的サービスの総体を賄う、という合意のもとに区政が運営されていることを確認します。

第 2 節 地域活動団体の権利、責務

〔3-2-1 地域活動団体の権利〕

- 地域活動団体は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。
- 地域活動団体は、協働・協治の考え方にに基づき、公的サービスを担う活動に参画する権利を有します。

- ・ 公的サービスを担うということについては、区民も地域活動団体も非営利活動団体も事業者も、等しく参画の権利を有すると思います。
- ・ 地域活動団体の例示の「町会や商店会など・・・」は第 1 章 1-2 に含めた方がすっきりすると思います。
- ・ 地域活動団体は、文京区に古くから根づき、実質的に活動している協働主体として、歴史のある存在です。文京区の特徴の一つといえ、この条例の特徴ともなりえると思います。

〔3-2-2 地域活動団体の責務〕

- 地域活動団体は、地域福祉の推進や公的サービスを担う主体として、その活動状況を広く公開するよう努め、新旧住民を差別なく招き入れ、公平かつ民主的に運営するよう努力しなければなりません。

- ・ 地域活動団体に幅広い区民の参加が得られ、その活動が活性化すれば、より住み

よい地域社会が実現すると思います。それにはまず、情報を公開し門戸を広げることが必要だと考えます。

- ・ 文京区の特色でもある地域活動団体の活性化のために、ある程度強く責務を課してもよいと思います。

第 3 節 非営利活動団体の権利、責務

〔 3 - 3 - 1 非営利活動団体の権利 〕

- 非営利活動団体は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。

〔 3 - 3 - 2 非営利活動団体の責務 〕

- 非営利活動団体は、社会的課題の解決をめざし、公的サービスを担う地域社会の一員として、区民に開かれた活動を行い、多くの区民の意思をつなぎ、継続性のある大きな力にまとめる責務があります。

- ・ 資料 1 8 号にある「自らの専門性と創造性を生かした活動を行わなくてはならない」責務については、一律に課せるものかどうか疑問があります。

第 4 節 事業者の権利、責務

〔 3 - 4 - 1 事業者の権利 〕

- 事業者は、区政において、政策立案から決定、実施、評価までの各段階に参画する権利を有します。

- ・ 事業者とは何を指すか、例示するとしたら第 1 章の定義に入れる方がよいと思いますが、営利活動法人と限定することには疑問があります。
- ・ 営利を追求する権利を自治基本条例であらためて確認する必要はないように思います。

〔 3 - 4 - 2 事業者の責務 〕

- 事業者は、その固有の社会的責任に基づいて事業の推進をするとともに、地域社会を協働・協治する主体として、納税を始め、情報や技術の提供など、地域への社会的責任を果たさなければなりません。
- 事業者は、協働・協治の考え方にに基づき、地域社会を構成する区民、地域活動団

体、非営利活動団体、その他の組織の意思およびその活動を尊重しなければなりません。

- ・事業者については、地域社会の一員としての社会的責任を明確に規定するべきと考えます。特に区民の意思の尊重を強く義務づけたいと思います。

第 4 章 区の責務

〔 4 - 1 自治体政府としての役割〕

- 区は、自治体政府としての位置づけのもと、「地方自治の本旨」に基づき、住民の福祉の増進に向けて、必要かつ適正な施策を最小の経費で実施しなければなりません。

- ・ 「最小の経費で最大の効果を発揮」という文言は地方自治法からの引用のようですが、実体が不明瞭です。最小も最大も相対的な概念で、どちらかが固定されて初めて他方が決められるものです。意味が明確でないと形骸化しやすいので、生活に密接な関わりのある条例の文言としては相応しくないと考えます。

〔 4 - 4 地域の担い手の育成〕

- 区は、協働・協治を担う区民や団体の育成のために、各主体による情報や意見の交換の場を設置し、政策立案から実施、評価にまで参画するきっかけをつくります。

- ・ ここでいう「参画の場」と 7 - 2 - 4 の「事業提案の場」をあわせて、7 - 5 で「協働・協治の推進体制」としてフォーラムの設置を具体的に規定できればいいと思います。

第 6 章 執行機関の責務

〔 6 - 1 執行機関の責務〕

- 執行機関は、区民の最大の利益のために、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正な公的サービスを迅速に提供するしくみをつくる責務があります。

- ・ 区民がいわゆる「たらい回し」にあうことがないように、まず窓口で必要な公的サービスの全体を明確にするなど、執行機関は各課が協力し合って縦割り行政の弊害を極力改善することが求められています。

第 7 章 協働・協治の推進

第 5 節 協働・協治の推進体制

〔 7-5-? 協働・協治フォーラムの設置 〕

- 多様な主体からなる協働・協治の推進および参画する主体の育成のために、区も含む各主体が協力して、区の支援のもとに、情報や意見を交換し合意形成を促進し政策提案につなげる場としての「協働・協治推進フォーラム（仮称）」を設置します。
- ・ 住民参加や情報共有の要望が、住民の行政に対する不信感から生じたものが多いいきさつを考えると、行政からの積極的な情報共有へのとりくみや率直な意見交換の場づくりは、信頼関係を深め、協働をより建設的なものにすると思います。また区民から行政への一方的な意見提出や一对一の意見交換ではなく、各主体が一堂に会して討議する場が実現すれば、協働社会への画期的な一歩となると確信します。